

1 . 商標登録出願（通常・団体・地域団体・防護）

1 . 1 商標登録出願

いわゆる、通常出願のうち、パリ優先権主張を伴う出願、出願時の特例（商標法第9条第1項）の適用を受けようとする出願を除く、基本的な商標登録出願の願書の作成方法です。
< 商標法施行規則様式第2 >

（注）書面で願書を作成する場合は「1.7 書面での出願する場合の注意事項」P13を参照してください。
（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 T2000-A1
【提出日】 平成12年 1月20日
【あて先】 特許庁長官殿
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第1類】
【指定商品（指定役務）】 化学品，植物ホルモン剤
【商標登録出願人】
【識別番号】 000000004
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関4-4-4
【氏名又は名称】 商標サービス株式会社
【代理人】
【識別番号】 900000024
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関4-4-3
【氏名又は名称】 商標太郎
【電話番号】 03-3580-8012
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 123456
【納付金額】 21000
【提出物件の目録】
【物件名】

説明1 記録項目の概要

願書に記録すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記 録 項 目	概 要
【整理番号】	・一の商標登録出願と他の商標登録出願とで区別がつくように、任意に記録する番号（記号）です。同日に2以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、商標登録願に記録しておく便利です。

記 録 項 目	概 要									
【整理番号】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 字数は10字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「-」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。 ・ これは旧様式において、「商標登録願（1）」等と記載していたものの代替です。なお、平成12年以降の出願には【書類名】に「（1）」等を付加しないでください。 									
【提出日】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成 年 月 日」のように提出する日付をなるべく記録してください。 									
【商標登録を受けようとする商標】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準文字のみの商標 標準文字のみの商標は以下の要領で記録してください。 <ul style="list-style-type: none"> a) 文字データで入力すること（イメージデータは不可） b) 特許庁長官が指定した文字であること c) 全角文字であること d) 文字修飾しないこと e) 色彩を付さないこと f) 30文字以内であること（スペースを含む） g) スペースが連続して2以上存在しないこと h) 途中で改行しないこと <p>（注）標準文字一覧については、『9.商標法第5条第3項に規定する標準文字』を参照してください。</p> ・ 平面商標、立体商標（標準文字のみの商標以外の商標） 平面商標又は立体商標は以下の要領で記録してください。 <ul style="list-style-type: none"> a) イメージデータで入力すること（文字データは不可） b) 入力する商標の大きさは8cm平方とすること。ただし、特に必要があるときは、15cm平方とすることができます。 c) 立体商標を異なる2以上の方向から表示した図又は写真の各入力する商標の大きさは15cm平方を超えないこと <p><本欄に商標のイメージデータを作成するには？></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、イメージ入力した商標はファイル名をつけて以下の形式で保存します。 <table border="1" data-bbox="603 1458 1426 1733"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 1458 879 1503">商 標</th> <th data-bbox="879 1458 1267 1503">保 存 形 式</th> <th data-bbox="1267 1458 1426 1503">解像度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 1503 879 1581">色彩を付さない場合 (いわゆる白黒のみ)</td> <td data-bbox="879 1503 1267 1581">BMP（ビットマップ）形式 又はG I F（ジフ）形式</td> <td data-bbox="1267 1503 1426 1581">400dpi (縦横共に)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1581 879 1733">色彩を付した場合 (薄墨等による明度差を含む)又は立体商標の場合の写真</td> <td data-bbox="879 1581 1267 1733">J P E G（ジェイペグ）形式 (圧縮率は任意)</td> <td data-bbox="1267 1581 1426 1733">200dpi (縦横共に)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、保存したファイルを、HTML文書で作成した願書中の【商標登録を受けようとする商標】の欄の次の行にイメージタグを使用してそのファイル名を指定して挿入します。 <p>（注）当庁に送信されてきたイメージデータが原本になります。 作成した願書は、送信する前に必ず確認し、商標見本（イメージデータ）の大きさが小さい場合や、意図するものと異なった色彩であった場合などは、再度イメージ入力し直してください。</p>	商 標	保 存 形 式	解像度	色彩を付さない場合 (いわゆる白黒のみ)	BMP（ビットマップ）形式 又はG I F（ジフ）形式	400dpi (縦横共に)	色彩を付した場合 (薄墨等による明度差を含む)又は立体商標の場合の写真	J P E G（ジェイペグ）形式 (圧縮率は任意)	200dpi (縦横共に)
商 標	保 存 形 式	解像度								
色彩を付さない場合 (いわゆる白黒のみ)	BMP（ビットマップ）形式 又はG I F（ジフ）形式	400dpi (縦横共に)								
色彩を付した場合 (薄墨等による明度差を含む)又は立体商標の場合の写真	J P E G（ジェイペグ）形式 (圧縮率は任意)	200dpi (縦横共に)								

記 録 項 目	概 要
【標準文字】	<ul style="list-style-type: none"> ・「商標登録を受けようとする商標」が標準文字のみの商標の場合は、【商標登録を受けようとする商標】の欄の次に【標準文字】と記録してください。
【立体商標】	<ul style="list-style-type: none"> ・「商標登録を受けようとする商標」が立体商標の場合は、【商標登録を受けようとする商標】の欄の次に【立体商標】と記録してください。
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ「 , 」を付してください。 ・商品及び役務の区分が2以上ある場合は、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】
【商標登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	<ul style="list-style-type: none"> ・識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記録してください。ただし、出願人本人がオンライン手続を行うときは、手続者の意思確認のため、識別番号の記録は必須となります。 ・識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。 ・出願人が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>【商標登録出願人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>（【住所又は居所】）</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>【商標登録出願人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>（【住所又は居所】）</p> <p>【氏名又は名称】</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">  </div> <div> <p>持分の定めがあるときは</p> <p>【商標登録出願人】の欄の次</p> <p>【持分】に「 / 」のように記録することができます</p> <p>「最大3桁/最大3桁」です</p> <p>小数点は使用できません</p> </div> </div> <p>（注）代理人がないときは、オンライン手続を実行した出願人以外の出願人は、出願の日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を手続補足書（『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照）により行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。

記 録 項 目	概 要																
<p>【代理人】 【識別番号】 (【住所又は居所】) 【氏名又は名称】 (【電話番号】)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記録し、弁護士の場合は、【弁護士】と記録してください。 ・代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。 ・代理人が2人以上あるときは、次の例のいずれかにより記録してください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;"> <p>例 1</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【代理人】</td></tr> <tr><td>【識別番号】</td></tr> <tr><td>(【住所又は居所】)</td></tr> <tr><td>【氏名又は名称】</td></tr> <tr><td><u>【選任した代理人】</u></td></tr> <tr><td>【識別番号】</td></tr> <tr><td>(【住所又は居所】)</td></tr> <tr><td>【氏名又は名称】</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>例 2</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【代理人】</td></tr> <tr><td>【識別番号】</td></tr> <tr><td>(【住所又は居所】)</td></tr> <tr><td>【氏名又は名称】</td></tr> <tr><td><u>【代理人】</u></td></tr> <tr><td>【識別番号】</td></tr> <tr><td>(【住所又は居所】)</td></tr> <tr><td>【氏名又は名称】</td></tr> </table> </div> </div> <p>(注)例2の場合は、オンライン手続を実行した代理人以外の代理人は、出願の日から3日以内に「オンライン手続を行った旨の申出」を「手続補足書」(『6.2 オンライン手続を行った旨の申出に係る手続補足書』を参照)により行わなければなりません。例1の場合は、選任した代理人の「オンライン手続を行った旨の申出」は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【氏名又は名称】の欄(代理人が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。 	【代理人】	【識別番号】	(【住所又は居所】)	【氏名又は名称】	<u>【選任した代理人】</u>	【識別番号】	(【住所又は居所】)	【氏名又は名称】	【代理人】	【識別番号】	(【住所又は居所】)	【氏名又は名称】	<u>【代理人】</u>	【識別番号】	(【住所又は居所】)	【氏名又は名称】
【代理人】																	
【識別番号】																	
(【住所又は居所】)																	
【氏名又は名称】																	
<u>【選任した代理人】</u>																	
【識別番号】																	
(【住所又は居所】)																	
【氏名又は名称】																	
【代理人】																	
【識別番号】																	
(【住所又は居所】)																	
【氏名又は名称】																	
<u>【代理人】</u>																	
【識別番号】																	
(【住所又は居所】)																	
【氏名又は名称】																	
<p>【手数料の表示】 【予納台帳番号】 【納付金額】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予納(特例法施行規則第40条第2項の規定)により見込額からの手数料の納付の申出を行うときは、【予納台帳番号】の欄には予納台帳の番号を、【納付金額】の欄には見込額から納付に充てる手数料の額をアラビア数字のみで記録します(「円」、「、」等を付さないでください)。 ・現金納付(商標法第76条第6項ただし書の規定)により手数料を納付したときは、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、「納付済証(特許庁提出用)」に記載された納付書番号を記録します。 【納付金額】の欄は設けるに及びません。 なお、「納付済証(特許庁提出用)」は出願をした日から3日以内に、別用紙にはり付け、「手続補足書」(『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照)に添付して提出しなければなりません。 ・電子現金納付(商標法第76条第6項ただし書の規定)により手数料を納付したときは、【予納台帳番号】を【納付番号】とし納付番号を記録します。 【納付金額】の欄は設けるに及びません。 																

記 録 項 目	概 要									
<p>【提出物件の目録】 【物件名】</p>	<p>・商標法第5条第4項ただし書に関する説明書を提出するときは、次のように記録します。</p> <p>【提出物件の目録】 【物件名】 商標法第5条第4項ただし書説明書 1 【添付物件】 【物件名】 商標法第5条第4項ただし書説明書 【内容】 イメージデータ</p> <p>・2以上の物件、例えば、「指定商品（指定役務）の説明書」とともにカタログ等を提出するときは、次のように記録します。</p> <p>【提出物件の目録】 【物件名】 指定商品（指定役務）の説明書 1 【物件名】 カタログ 1 【添付物件】 【物件名】 指定商品（指定役務）の説明書 【内容】 イメージデータ 又は文字データ 【物件名】 カタログ 【内容】 イメージデータ</p> <p>・イメージデータは横15.4mm、縦24.6mmを超えないようにしてください。また、イメージファイルの形式及び解像度については以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="660 1171 1394 1330"> <thead> <tr> <th>保存型式</th> <th>カラー</th> <th>解像度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BMP（ビットマップ）型式 GIF（ジフ）型式</td> <td>モノクロ2値</td> <td>200dpi</td> </tr> <tr> <td>JPEG（ジェイペグ）型式</td> <td>フルカラー</td> <td>200dpi</td> </tr> </tbody> </table>	保存型式	カラー	解像度	BMP（ビットマップ）型式 GIF（ジフ）型式	モノクロ2値	200dpi	JPEG（ジェイペグ）型式	フルカラー	200dpi
保存型式	カラー	解像度								
BMP（ビットマップ）型式 GIF（ジフ）型式	モノクロ2値	200dpi								
JPEG（ジェイペグ）型式	フルカラー	200dpi								

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、次のとおりです。

記 録 項 目	概 要
文字(標準文字を除く)の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・文字は日本工業規格X0208号で定められている文字を用いてください。ただし、以下は原則用いることができません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 半角文字 ・ 「【」 (区点番号1-58) ・ 「】」 (区点番号1-59) ・ 「 」 (区点番号2-5) ・ 「 」 (区点番号2-7) ・ 「【」「】」は、欄名の前後に用いるときに限り使用できます。 ・ 「 」 「 」 は、次に記述する置き換えた文字の前後に用いるときに限り使用できます。 ・日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録するか、又はその読みを平仮名で記録し、その前に「 」、後ろに「 」を付します。 ・日本工業規格X0208号の詳細は「JISハンドブック 情報処理用語・コード編」を参照してください。
記録不要な欄について	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人によらないで手続する場合の【代理人】の欄、提出物件がない場合の【提出物件の目録】の欄等記録内容がない場合は、欄名を含め記録する必要はありません。

1.2 団体商標登録出願

団体商標の商標登録を受けようとする商標登録出願の願書の作成方法です。
< 商標法施行規則様式第3 >

説明1 記録項目の概要

【書類名】及び【提出物件の目録】の欄以外は『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【書類名】	・「団体商標登録願」と記録してください。
【提出物件の目録】 【物件名】	・団体商標登録出願に際しては、「商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面」の提出が必要ですが、オンライン手続では提出できませんので、【提出物件の目録】の欄は記録しないでください。 本証明書は、出願の日から3日以内に「 手続補足書 」（『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書 』を参照）に添付して提出しなければなりません。 ・ただし、他の出願について提出したものを援用するときは、次のように記録してください。 【提出物件の目録】 【物件名】 商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面 1 【援用の表示】商願 -

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

1.3 地域団体商標登録出願

地域団体商標の商標登録を受けようとする商標登録出願の願書の作成方法です。

< 商標法施行規則様式第3の2 >

説明1 記録項目の概要

【書類名】、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】及び【提出物件の目録】の欄以外は『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【書類名】	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域団体商標登録願」と記録してください。
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	<ul style="list-style-type: none"> ・「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示であって、地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記録してください。 地域の名称が商品の産地であれば「（地域の名称）産の（商品名）」 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば「（地域の名称）産の（原材料名）を主要な原材料とする（商品名）」 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「（地域の名称）に由来する製法により生産された（商品名）」 地域の名称が役務を提供の場所であれば「（地域の名称）における（役務名）」 （注）指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に指定商品（指定役務）の説明と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必用な説明を記載してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載してください。
【提出物件の目録】 【物件名】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体商標登録出願に際しては、「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」及び「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」の提出が必要ですがオンライン手続では提出できませんので、【提出物件の目録】の欄は記録しないでください。 本証明書は、出願の日から3日以内に「手続補足書」（『6.3 証明書等の物件の提出に係る手続補足書』を参照）に添付して提出しなければなりません。 ・「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、例えば、登記事項証明書及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写しとします。

<p>(続き) 【提出物件の目録】 【物件名】</p>	<p>(注) 設立根拠法律の写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品(役務)との密接な関連性を示す資料、例えば新聞、雑誌、書籍等の記事、パンフレット、カタログ、又は広告、商品(役務)に関する商標の使用規則です。 ・(注)商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、証明書に「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、その旨を証明してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載してください。
---	--

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

1.4 パリ条約による優先権等主張出願

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張を伴う商標登録出願の願書の作成方法です。

説明1 記録項目の概要

【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けること以外は、『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と同様です。

記 録 項 目	概 要
【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】	・【代理人】の欄（代理人がないときは【商標登録出願人】の欄）の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けて、優先権の主張の基礎とされた出願をした国の【国名】、【出願日】及び出願番号が判明しているときは【出願番号】を記録してください。 ・2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合に提出が必要となる「優先権証明書」は、オンライン手続では提出することができませんので、「優先権証明書提出書」により、出願の日から3月以内に書面で提出してください。（商標法施行規則第22条第1項で準用する特許法施行規則第27条の3の3に規定する様式第36）

その他の項目は『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

なお、分割出願、変更出願について、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合であって、もとの出願について当該優先権を主張しているときは、【パリ条約による優先権等の主張】の欄の記録は省略することができます（商標法第10条第3項等）。

1.5 出願時の特例（商標法第9条第1項）適用の出願

商標法第9条第1項に規定する出願時の特例の適用を受けようとする商標登録出願の願書の作成方法です。

説明1 記録項目の概要

【特記事項】の欄を設けること以外は、『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と同様です。

記録項目	概要
【特記事項】	・【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に「商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願」と記録してください。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

商標法第9条第1項に規定する出願時の特例の適用を受けようとする場合に提出が必要となる「出願時の特例の適用を受けるための証明書」は、オンライン手続では提出することができませんので、下記書式例による「出願時の特例証明書提出書」により、出願の日から30日以内に書面で提出してください。

その他の項目は『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

（出願時の特例証明書提出書の作成例）

【書類名】	出願時の特例証明書提出書
【整理番号】	T2000-A1
【提出日】	平成12年 2月15日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	商願2000-200001
【提出者】	
【識別番号】	000000004
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関4-4-4
【氏名又は名称】	商標サービス株式会社
【代理人】	
【識別番号】	900000024
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関4-4-3
【氏名又は名称】	商標太郎 印 又は 識別ラベル
【電話番号】	03-3580-8012
【提出物件の目録】	
【物件名】	出願時の特例の適用を受けるための証明書 1

1.6 防護標章登録出願

防護標章登録を受けようとする出願の願書の作成方法です。＜商標法施行規則様式第7＞

(オンライン手続の場合の願書作成例)

【書類名】	防護標章登録願
【整理番号】	T2000-A2
【提出日】	平成12年 1月20日
【あて先】	特許庁長官殿
【防護標章登録を受けようとする標章】	
	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第32類】	
【指定商品（指定役務）】	ビール，清涼飲料，果実飲料
【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】	商標登録第2999900号
【防護標章登録出願人】	
【識別番号】	000000004
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関4-4-4
【氏名又は名称】	商標サービス株式会社
【代理人】	
【識別番号】	900000024
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関4-4-3
【氏名又は名称】	商標太郎
【電話番号】	03-3580-8012
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	42000
【提出物件の目録】	
【物件名】	

説明1 記録項目の概要

【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】の欄を設けること以外は、『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」と基本的に同様です。

記録項目	概要
【書類名】	・「防護標章登録願」と記録してください。
【防護標章登録を受けようとする標章】	・『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」の「【商標登録を受けようとする商標】」の概要と同様です。
【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】	・防護標章登録を受けようとする商標登録の登録番号を「商標登録第 号」のように記録します。
【防護標章登録出願人】	・『1.1 商標登録出願』の「説明1 記録項目の概要」の「【商標登録出願人】」の概要と同様です（ただし、【持分】に関する記述を除きます）。

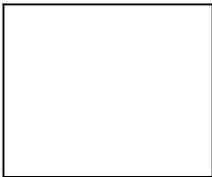
説明2 記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、『1.1 商標登録出願』の「説明2 記録項目及び記録内容の注意点」と同様です。

1.7 書面に出願する場合の注意事項

通常の商標登録出願を書面手続により行う場合の願書の様式です。

(書面手続の場合の願書の様式)

特許 印紙	
(円)	
【書類名】	商標登録願
(【整理番号】)	
(【提出日】	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】	
	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 類】	
【指定商品(指定役務)】	
【商標登録出願人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	印 又は 識別ラベル
(【国籍】)	
【代理人】	
(【識別番号】)	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	印 又は 識別ラベル
(【電話番号】)	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	

説明1 記載項目の概要

願書に記載すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記載項目	概要
【整理番号】	<ul style="list-style-type: none"> ・一の商標登録出願と他の商標登録出願とで区別がつくように、任意に記録する番号（記号）です。同日に2以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、商標登録願に記載しておく便利です。 ・字数は10字以内であって、ローマ字（大文字に限る）、アラビア数字もしくは「-」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。 ・これは旧様式において、「商標登録願（1）」等と記載していたものの代替です。なお、平成12年以降の出願には【書類名】に（1）」等を付加しないでください。
【提出日】	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 年 月 日」のように提出する日付をなるべく記載してください。
【商標登録を受けようとする商標】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準文字のみの商標 標準文字商標は以下の要領で記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> a) 特許庁長官が指定した文字であること b) 全角文字であること c) 色彩を付さないこと d) 文字修飾しないこと e) 30文字以内であること（スペースを含む） f) スペースが連続して2以上存在しないこと g) 途中で改行しないこと <p style="margin-left: 20px;">（注）標準文字一覧については、『9. 商標法第5条第3項に規定する標準文字』を参照してください。</p> ・ 平面商標、立体商標（標準文字のみの商標以外の商標） 平面商標又は立体商標は以下の要領で記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> a) 大きさは8cm平方とすること。ただし、特に必要があるときは、15cm平方とすることができます。 b) 立体商標を異なる2以上の方向から表示した図又は写真の各図の大きさは15cm平方を超えないこと。なお、本欄に全図又は全写真を記載できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて記載することができます。 ・ 商標登録を受けようとする商標を記載する欄（商標記載欄）に当該商標を直接記載するときは、商標記載欄に縦横8cm（特に必要があるときは縦横15cm）の枠線を設けてください。 当該商標を記載した書面を商標記載欄にはり付けるときは、当該枠線は記載しないでください。
【標準文字】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「商標登録を受けようとする商標」が標準文字のみの商標の場合は、【商標登録を受けようとする商標】の欄の次に【標準文字】と記載してください。

記 載 項 目	概 要
【立体商標】	<ul style="list-style-type: none"> ・「商標登録を受けようとする商標」が立体商標の場合は、【商標登録を受けようとする商標】の欄の次に【立体商標】と記載してください。
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上の商品（役務）を指定する場合は、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ「 , 」を付してください。 ・ 商品及び役務の区分が 2 以上ある場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】 【第 類】 【指定商品（指定役務）】
【商標登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記載してください。 ・ 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・ 出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記載を省略することができます。 ・ 出願人が 2 人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【商標登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【商標登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 <p style="text-align: right;"> 持分の定めがあるときは 【商標登録出願人】の欄の次に「 / 」のように記録することができます （「最大 3 桁 / 最大 3 桁」です） 小数点は使用できません </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号をなるべく記載してください。 ・ 識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・ 代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記載し、弁護士の場合は、【弁護士】と記載してください。 ・ 代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。

記 載 項 目	概 要
<p>(続 き)</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>(【住所又は居所】)</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>(【電話番号】)</p>	<p>・代理人が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>(【住所又は居所】)</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>(【住所又は居所】)</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>・【氏名又は名称】の欄(代理人が法人のときは【代表者】の欄)の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。</p>
<p>(【手数料の表示】)</p> <p>(【予納台帳番号】)</p> <p>(【納付金額】)</p>	<p>・特許印紙により手数料を納付するときは、特許印紙は左上の余白にはり、その下にその額を括弧をして記載してください。この場合、【手数料の表示】の欄は記載する必要はありません。</p> <p>・予納(特例法施行規則第40条第2項の規定)により見込額から手数料の納付の申出を行うときは、【予納台帳番号】には予納台帳の番号を、【納付金額】には見込額から納付に充てる手数料の額をアラビア数字のみで記載します(「円」、「、」等を付さないでください)。</p> <p>・現金納付(商標法第76条第6項ただし書の規定)により手数料を納付したときは、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、「納付済証(特許庁提出用)」に記載された納付書番号を記載します。</p> <p>【納付金額】の記録は設けるに及びません。</p> <p>「納付済証(特許庁提出用)」は、別用紙にはり付け、願書に添付して提出してください。</p>
<p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】</p>	<p>・「納付済証(特許庁提出用)」を提出するときは、次のように記載し、日本工業規格A列4版の用紙にはり付けてください。</p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 納付済証(特許庁提出用) 1</p> <p>・商標法第5条第4項ただし書に関する説明書を提出するときは、次のように記載します。</p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 商標法第5条第4項ただし書説明書 1</p> <p>・2以上の物件、例えば、「指定商品(指定役務)の説明書」とともにカタログ等を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載します。</p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 指定商品(指定役務)の説明書 1</p> <p>【物件名】 カタログ 1</p>

説明2 記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、次のとおりです。

記載項目	概要
用紙	・用紙は日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、けい線等を記載することはできません。
余白	・余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとってください。
書式	・書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内としてください。
ページ数の記入	・願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入してください。
訂正	・各用紙においては、抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行うことはできません。
とじ方	・とじ方は、なるべく左とじとしてください。 また、容易に分離し、とじ直すことができるように、例えばホッチキス等を用いてとじてください。
文字(標準文字を除く)の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書いてください。 ・文字は日本工業規格X0208号で定められている文字を用いてください。ただし、以下は原則用いることができません。 <ul style="list-style-type: none"> ・半角文字 ・「【」(区点番号1-58) ・「】」(区点番号1-59) ・「」(区点番号2-5) ・「」(区点番号2-7) ・「【」「】」は、欄名の前後に用いるときに限り使用できます。 ・「」「」は、次に記述する置き換えた文字の前後に用いるときに限り使用できます。 ・日本工業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本工業規格X0208号で定められている漢字に置き換え記載するか、又はその読みを平仮名で記載し、その前に「」、後ろに「」を付します。 ・日本工業規格X0208号の詳細は「JISハンドブック 情報処理用語・コード編」を参照してください。
押印の省略	<ul style="list-style-type: none"> ・商標登録出願人(代理人によるときは、代理人)は、【氏名又は名称】(法人にあっては【代表者】)の欄に記載した氏名の横に識別ラベルをはり付けることにより、印を省略することができます。 ・代理人により手続するとき、商標登録出願人の印又は識別ラベルは必要ありません。
記載不要な欄について	・代理人によらないで手続をする場合の【代理人】の欄、提出物件がない場合の【提出物件の目録】の欄等記載内容がない場合は、欄名を含め記載する必要はありません。